



母 港	第 36 号(富山湾)-25
-----	----------------

沿海区域

ただし、石川県竜ヶ崎灯台から0度に引いた線と、同県猿山岬を経て、同県福浦灯台から270度に引いた線の間における本州の海岸から20海里以内の水域、石川県猿山岬灯台から同県舳倉島北端まで引いた線、同島北端から75度20海里の地点まで引いた線、同地点から北緯37度46分11秒東経137度44分49秒の地点まで引いた線、同地点から北緯37度32分11秒東経137度49分49秒の地点まで引いた線、同地点から北緯37度39分11秒東経138度15分49秒の地点まで引いた線、同地点から新潟県柏崎港西防波堤灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域、石川県福浦灯台から270度に引いた線以北の水域であって、京都府成生岬から22度に引いた線及び本州の海岸から20海里の線により囲まれた水域における本州の海岸から25海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

019936025